



平成 27 年 10 月 15 日

【照会先】

大臣官房統計情報部

雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室

室長 井嶋 俊幸

統計専門官 小平 薫

就労条件係 (内線 7639・7638)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3147

## 平成 27 年就労条件総合調査の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
利用上の注意	1 頁
結果の概要	
1 労働時間制度	
(1) 所定労働時間	3 頁
(2) 週休制	4 頁
(3) 年間休日総数	6 頁
(4) 年次有給休暇	7 頁
(5) 変形労働時間制	9 頁
(6) みなし労働時間制	11 頁
2 定年制等	
(1) 定年制	13 頁
(2) 一律定年制における定年年齢の状況	14 頁
(3) 一律定年制における定年後の措置	15 頁
3 賃金制度	
(1) 時間外労働の割増賃金率	17 頁
(2) 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る 割増賃金率及び代替休暇制度	18 頁
(3) 諸手当	19 頁
主な用語の定義	22 頁

平成 27 年就労条件総合調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。  
アドレス ([http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/toukei/](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/))

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

## 2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

全国

(2) 調査対象

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）〕に属する常用労働者が 30 人以上の民営法人から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した法人

## 3 調査の時期

平成 27 年 1 月 1 日現在の状況について調査を行った。ただし、年間については、平成 26 年（又は平成 25 会計年度）1 年間の状況について調査を行った。

## 4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、定年制等に関する事項、賃金制度に関する事項

## 5 調査方法

厚生労働省から調査対象企業に調査票を郵送し、記入された調査票を郵送により回収する方法及びオンラインを利用した調査票への回答をオンラインにより回収する方法で実施した。

## 6 調査系統

厚生労働省－調査対象企業

## 7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 6,302                      有効回答数 4,432                      有効回答率 70.3%

## 利用上の注意

1 本調査では、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）にかかる制度又は事項を調査している。よって、各種の労働者 1 人平均、適用労働者割合などは、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）を対象としている。

2 平成 27 年調査実施時に調査対象の抽出替えを行った。

また、平成 27 年調査から会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）も調査対象とした。

その結果、会社組織以外の法人が全体に占める割合は、17.0%となり、特に、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」及び「医療、福祉」においてはそれぞれ 51.0%、72.5%及び 80.0%と高くなっており、平成 26 年調査以前との比較には注意を要する。

3 表章記号について

(1) 「0.0」は、該当する数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

(2) 「－」は、該当する数値がない場合を示す。

4 構成比は四捨五入しているため、その合計が 100.0%にならない場合がある。

## 5 東日本大震災への対応

平成 26 年 4 月に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外し、調査を行った。

## 結果の概要

### 1 労働時間制度

#### (1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間45分、労働者1人平均7時間45分となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間26分、労働者1人平均39時間03分となっている。週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、1,000人以上が38時間58分、300～999人が39時間02分、100～299人が39時間20分、30～99人が39時間30分となっている。産業別にみると、金融業、保険業が38時間00分で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が40時間17分で最も長くなっている。(第1表)

第1表 1日及び週所定労働時間

(単位：時間、分)

企業規模・産業・年	1日の所定労働時間		週所定労働時間	
	1企業平均 <sup>1)</sup>	労働者1人平均 <sup>2)</sup>	1企業平均 <sup>1)</sup>	労働者1人平均 <sup>2)</sup>
平成27年調査計	7 : 45	7 : 45	39 : 26	39 : 03
1,000人以上	7 : 46	7 : 44	38 : 58	38 : 41
300～999人	7 : 44	7 : 44	39 : 02	38 : 56
100～299人	7 : 47	7 : 46	39 : 20	39 : 17
30～99人	7 : 44	7 : 45	39 : 30	39 : 26
鉱業、採石業、砂利採取業	7 : 39	7 : 34	39 : 07	38 : 28
建設業	7 : 41	7 : 45	39 : 35	39 : 23
製造業	7 : 48	7 : 49	39 : 16	39 : 03
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 41	7 : 41	38 : 39	38 : 27
情報通信業	7 : 46	7 : 41	38 : 53	38 : 26
運輸業、郵便業	7 : 40	7 : 42	39 : 32	39 : 17
卸売業、小売業	7 : 42	7 : 46	39 : 33	39 : 10
金融業、保険業	7 : 34	7 : 27	38 : 00	37 : 17
不動産業、物品賃貸業	7 : 42	7 : 41	39 : 12	38 : 55
学術研究、専門・技術サービス業	7 : 45	7 : 43	38 : 45	38 : 36
宿泊業、飲食サービス業	7 : 46	7 : 49	40 : 17	39 : 56
生活関連サービス業、娯楽業	7 : 36	7 : 37	39 : 26	39 : 31
教育、学習支援業	7 : 41	7 : 36	39 : 11	38 : 57
医療、福祉	7 : 52	7 : 47	39 : 35	39 : 19
複合サービス事業	7 : 36	7 : 34	38 : 38	38 : 16
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 45	7 : 47	39 : 18	39 : 12
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>3)</sup>	7 : 44	7 : 45	39 : 27	39 : 03
26	7 : 43	7 : 44	39 : 29	39 : 05
25	7 : 44	7 : 45	39 : 25	39 : 03
24	7 : 44	7 : 45	39 : 22	39 : 03
23	7 : 43	7 : 44	39 : 23	39 : 01

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

- 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。
- 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。
- 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## (2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は85.2%となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は、50.7%となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が69.3%、300～999人が59.5%、100～299人が54.1%、30～99人が48.3%となっている。産業別にみると、金融業、保険業が91.2%で最も高く、鉱業、採石業、砂利採取業が22.6%で最も低くなっている。(第2表)

第2表 主な週休制<sup>1)</sup>の形態別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業 <sup>2)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>3)</sup>	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>4)</sup>
	[ ]						
平成27年調査計	[100.0]	100.0	6.8	85.2	34.5	50.7	8.0
1,000人以上	[ 2.1]	100.0	0.9	86.9	17.7	69.3	12.1
300～999人	[ 6.6]	100.0	1.9	86.5	26.9	59.5	11.7
100～299人	[20.8]	100.0	4.2	84.8	30.7	54.1	11.0
30～99人	[70.4]	100.0	8.2	85.1	36.8	48.3	6.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 0.1]	100.0	6.6	90.0	67.4	22.6	3.4
建設業	[ 6.2]	100.0	11.6	84.5	44.4	40.0	3.9
製造業	[23.3]	100.0	2.5	84.3	36.7	47.6	13.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 0.1]	100.0	2.2	85.4	19.6	65.8	12.4
情報通信業	[ 3.4]	100.0	-	93.3	5.8	87.5	6.7
運輸業、郵便業	[ 8.0]	100.0	15.0	81.6	52.1	29.6	3.4
卸売業、小売業	[17.9]	100.0	9.6	80.8	34.3	46.5	9.6
金融業、保険業	[ 1.0]	100.0	1.1	95.9	4.8	91.2	3.0
不動産業、物品賃貸業	[ 1.7]	100.0	1.8	85.3	39.2	46.1	12.9
学術研究、専門・技術サービス業	[ 2.3]	100.0	-	90.8	13.6	77.3	9.2
宿泊業、飲食サービス業	[ 5.9]	100.0	17.9	79.6	48.0	31.7	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	[ 4.4]	100.0	17.4	77.8	38.3	39.5	4.7
教育、学習支援業	[ 2.8]	100.0	8.7	85.0	31.6	53.4	6.3
医療、福祉	[14.9]	100.0	0.7	92.7	24.7	67.9	6.6
複合サービス事業	[ 0.5]	100.0	5.4	91.1	33.4	57.7	3.5
サービス業(他に分類されないもの)	[ 7.4]	100.0	4.3	89.6	31.4	58.2	6.1
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>5)</sup>		100.0	7.8	84.1	36.4	47.7	8.2
26		100.0	9.7	84.3	37.4	46.9	6.0
25		100.0	7.8	85.3	39.4	46.0	6.8
24		100.0	6.5	88.7	44.2	44.5	4.8
23		100.0	8.8	85.5	42.7	42.8	5.7

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

- 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。
- 2) [ ]内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。
- 4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 5) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

週休制の形態別適用労働者割合をみると「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は85.2%、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は61.1%となっている(第3表)。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	労働者計 <sup>1)</sup>		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 <sup>2)</sup>	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 <sup>3)</sup>
平成27年調査計	[100.0]	100.0	3.3	85.2	24.1	61.1	11.6
1,000人以上	[35.8]	100.0	0.9	85.4	12.0	73.4	13.7
300~999人	[19.5]	100.0	1.8	86.3	22.7	63.7	11.8
100~299人	[21.6]	100.0	4.1	84.5	30.4	54.1	11.4
30~99人	[23.1]	100.0	7.2	84.5	37.1	47.4	8.3
鉱業,採石業,砂利採取業	[0.1]	100.0	5.8	90.6	53.0	37.6	3.6
建設業	[5.2]	100.0	5.3	89.5	30.4	59.1	5.2
製造業	[28.7]	100.0	0.9	85.0	21.0	64.0	14.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.9]	100.0	0.1	86.6	6.4	80.2	13.3
情報通信業	[5.6]	100.0	0.0	94.4	3.1	91.3	5.6
運輸業,郵便業	[9.2]	100.0	8.8	75.4	39.2	36.1	15.8
卸売業,小売業	[14.8]	100.0	3.0	80.5	26.1	54.4	16.6
金融業,保険業	[4.4]	100.0	0.1	98.9	0.7	98.3	1.0
不動産業,物品賃貸業	[1.8]	100.0	2.1	89.4	30.5	58.9	8.6
学術研究,専門・技術サービス業	[2.5]	100.0	0.1	86.4	8.4	78.0	13.4
宿泊業,飲食サービス業	[2.7]	100.0	10.5	78.4	42.0	36.4	11.1
生活関連サービス業,娯楽業	[2.5]	100.0	12.9	79.7	42.0	37.6	7.4
教育,学習支援業	[3.3]	100.0	9.6	82.1	30.7	51.4	8.3
医療,福祉	[12.3]	100.0	1.8	88.9	27.2	61.7	9.3
複合サービス事業	[0.9]	100.0	3.6	93.3	28.1	65.2	3.1
サービス業(他に分類されないもの)	[5.1]	100.0	4.7	86.6	20.8	65.8	8.7
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>4)</sup>		100.0	3.2	84.5	23.7	60.8	12.3
26		100.0	3.9	88.3	26.8	61.5	7.8
25		100.0	3.2	88.4	27.4	61.0	8.3
24		100.0	2.9	89.8	35.2	54.6	7.3
23		100.0	3.9	88.1	33.6	54.5	7.9

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) [ ]内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

4) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

### (3) 年間休日総数

平成26年（又は平成25会計年度）の年間休日総数の1企業平均は107.5日、労働者1人平均は113.2日となっている。1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000人以上が114.4日、300～999人が112.0日、100～299人が110.0日、30～99人が106.2日となっている。産業別にみると、情報通信業が120.5日で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が95.3日で最も少なくなっている。（第4表）

**第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数**

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数 <sup>1)</sup> (日)	労働者1人平均年間休日総数 <sup>2)</sup> (日)
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
平成27年調査計	100.0	1.8	3.9	6.6	9.6	32.9	16.7	27.3	1.2	107.5	113.2
1,000人以上	100.0	0.8	1.1	0.8	4.5	24.6	17.9	49.2	1.0	114.4	117.7
300～999人	100.0	0.7	1.7	3.0	6.0	29.2	19.2	39.4	0.9	112.0	114.1
100～299人	100.0	1.1	2.6	3.4	7.9	32.6	19.9	31.7	0.8	110.0	111.6
30～99人	100.0	2.2	4.6	8.0	10.6	33.6	15.5	24.2	1.3	106.2	107.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	0.7	15.4	19.8	43.5	8.0	12.6	-	103.1	107.6
建設業	100.0	0.1	5.0	19.3	10.6	32.0	9.5	23.5	-	104.3	111.5
製造業	100.0	-	0.8	4.1	7.9	29.2	26.1	30.4	1.5	111.6	117.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.1	2.2	3.0	8.0	19.3	64.0	2.2	118.0	121.8
情報通信業	100.0	-	0.1	-	0.3	11.1	9.5	77.2	1.7	120.5	121.5
運輸業、郵便業	100.0	5.9	8.5	14.7	18.0	30.3	5.2	17.0	0.3	98.5	102.9
卸売業、小売業	100.0	4.3	4.4	6.1	12.8	34.4	15.0	21.6	1.3	104.9	111.2
金融業、保険業	100.0	0.2	1.1	0.8	-	5.3	10.2	81.6	0.8	120.1	119.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.4	2.9	7.9	11.2	31.1	15.9	29.1	1.5	108.3	112.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.3	0.1	0.3	0.6	20.2	12.8	65.2	0.4	118.0	119.9
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.3	17.6	10.9	12.6	43.6	6.2	4.8	-	95.3	100.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	4.1	8.3	13.6	15.5	36.3	5.6	15.1	1.4	99.9	99.5
教育、学習支援業	100.0	-	5.6	7.0	8.3	23.7	16.1	30.3	9.1	110.8	114.2
医療、福祉	100.0	-	0.0	0.3	7.8	42.7	26.2	22.2	0.9	110.8	111.9
複合サービス事業	100.0	0.7	1.4	1.4	12.0	21.9	15.2	47.6	-	112.5	115.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.9	3.8	6.7	3.1	37.1	11.9	35.4	0.0	108.6	111.8
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>3)</sup>	100.0	2.3	4.5	7.7	10.0	32.8	15.1	26.5	1.1	106.5	113.0
26	100.0	3.1	5.8	6.5	10.5	31.5	16.4	25.5	0.8	105.8	112.9
25	100.0	3.6	4.9	7.7	9.7	32.1	18.8	22.2	1.0	105.4	112.6
24	100.0	2.6	3.7	6.2	8.6	36.1	16.8	24.7	1.2	106.9	113.5
23	100.0	2.4	3.9	8.1	10.6	35.0	14.6	23.9	1.5	106.1	113.0

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

- 1) 「1企業平均年間休日総数」は、前年（又は前々会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。
- 2) 「労働者1人平均年間休日総数」は、前年（又は前々会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。
- 3) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

#### (4) 年次有給休暇

##### ア 年次有給休暇の取得状況

平成26年（又は平成25会計年度）1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は、労働者1人平均18.4日、そのうち労働者が取得した日数は8.8日で、取得率は47.6%となっている。

取得率を企業規模別にみると、1,000人以上が52.2%、300～999人が47.1%、100～299人が44.9%、30～99人が43.2%となっている。（第5表）

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 <sup>1)</sup> (日)	労働者1人平均 取得日数 <sup>2)</sup> (日)	取得率 <sup>3)</sup> (%)
平成27年調査計	18.4	8.8	47.6
男	18.7	8.4	44.7
女	17.5	9.3	53.3
1,000人以上	19.3	10.1	52.2
300～999人	18.4	8.7	47.1
100～299人	17.8	8.0	44.9
30～99人	17.6	7.6	43.2
鉱業,採石業,砂利採取業	18.0	10.3	57.0
建設業	18.6	7.1	38.1
製造業	19.1	10.1	52.8
電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	13.6	69.8
情報通信業	18.7	10.3	55.0
運輸業,郵便業	18.2	9.3	51.1
卸売業,小売業	18.4	6.4	34.5
金融業,保険業	19.5	9.5	49.0
不動産業,物品賃貸業	17.2	7.3	42.6
学術研究,専門・技術サービス業	18.8	9.7	51.7
宿泊業,飲食サービス業	16.8	5.4	32.2
生活関連サービス業,娯楽業	16.9	6.5	38.2
教育,学習支援業	18.7	7.2	38.6
医療,福祉	16.9	8.6	50.8
複合サービス事業	19.3	6.3	32.4
サービス業(他に分類されないもの)	17.5	8.5	48.8
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>4)</sup>	18.5	8.8	47.6
26	18.5	9.0	48.8
25	18.3	8.6	47.1
24	18.3	9.0	49.3
23	17.9	8.6	48.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

2) 「取得日数」は、前年（又は前々会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。

4) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## イ 年次有給休暇の時間単位取得制度

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は16.2%となっている（第6表）。

**第6表 年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、取得可能日数階級別企業割合**

(単位：%)

企業規模・年	全企業	年次有給休暇の 時間単位取得制 度がある企業 1)2)	年次有給休暇の時間単位取得可能日数							年次有給休 暇の時間単 位取得制度 がない企業
			1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上	
平成27年調査計	100.0	16.2 (100.0)	( 1.6)	( 5.2)	( 1.7)	( 2.3)	( 81.2)	( -)	( 0.7)	83.8
1,000人以上	100.0	14.2 (100.0)	( 1.8)	( 3.7)	( 2.3)	( 2.5)	( 85.8)	( -)	( -)	85.8
300～999人	100.0	16.7 (100.0)	( 2.0)	( 2.4)	( 2.8)	( 3.1)	( 81.7)	( -)	( 1.2)	83.3
100～299人	100.0	17.1 (100.0)	( 2.9)	( 7.2)	( 3.5)	( 2.7)	( 81.0)	( -)	( -)	82.9
30～99人	100.0	15.9 (100.0)	( 1.2)	( 4.9)	( 1.0)	( 2.1)	( 81.1)	( -)	( 0.9)	84.1
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>3)</sup>	100.0	10.9 (100.0)	( 1.4)	( 6.1)	( 2.6)	( 3.2)	( 75.0)	( -)	( 0.8)	89.1
26	100.0	11.8 (100.0)	( 0.6)	( 6.3)	( 1.6)	( 2.1)	( 86.9)	( 0.7)	( 0.0)	88.2

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ( )内の数値は、年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業を100とした割合である。

2) 「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、取得日数が未定の企業を含む。

3) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## (5) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は52.8%となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が63.9%、300～999人が64.3%、100～299人が60.3%、30～99人が49.1%となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が83.2%で最も高く、金融業、保険業が25.8%で最も低くなっている。

変形労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が30.6%、「1か月単位の変形労働時間制」が20.3%、「フレックスタイム制」が4.3%となっている。（第7表）

第7表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

企業規模・産業・年	全企業	変形労働時間制を採用している企業 <sup>1)</sup>	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	
			(単位：%)			
平成27年調査計	100.0	52.8	30.6	20.3	4.3	47.2
1,000人以上	100.0	63.9	20.6	36.6	21.7	36.1
300～999人	100.0	64.3	27.3	32.4	13.2	35.7
100～299人	100.0	60.3	32.6	25.6	6.9	39.7
30～99人	100.0	49.1	30.6	17.2	2.2	50.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	83.2	67.6	13.7	6.1	16.8
建設業	100.0	53.0	41.2	10.4	2.0	47.0
製造業	100.0	57.6	47.9	7.9	5.2	42.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.3	25.7	42.9	10.2	34.7
情報通信業	100.0	29.4	3.9	10.9	17.0	70.6
運輸業、郵便業	100.0	68.7	48.4	20.4	4.5	31.3
卸売業、小売業	100.0	45.1	26.0	17.4	3.0	54.9
金融業、保険業	100.0	25.8	3.8	15.7	8.0	74.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	59.5	28.0	28.8	6.2	40.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	37.2	20.8	4.0	13.7	62.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	56.6	23.2	30.2	2.8	43.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.1	27.8	23.7	0.6	52.9
教育、学習支援業	100.0	47.6	34.0	14.8	1.9	52.4
医療、福祉	100.0	61.1	11.8	49.2	2.0	38.9
複合サービス事業	100.0	50.8	29.4	19.1	14.4	49.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.3	22.1	17.2	4.9	58.7
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	100.0	52.1	33.8	15.9	4.9	47.9
26	100.0	55.6	35.4	17.9	5.3	44.4
25	100.0	51.1	32.3	16.6	5.0	48.9
24	100.0	51.3	33.3	15.8	5.2	48.7
23	100.0	53.9	36.9	14.1	5.9	46.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

- 1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。
- 2) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は 46.5%で、変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は 20.2%、「1か月単位の変形労働時間制」は 19.7%、「フレックスタイム制」は 6.7%となっている（第8表）。

**第8表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合**

企業規模・産業・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 <sup>1)</sup>	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
			(単位：%)			
平成27年調査計	100.0	46.5	20.2	19.7	6.7	53.5
1,000人以上	100.0	41.2	8.1	21.8	11.2	58.8
300～999人	100.0	51.1	20.5	23.1	7.5	48.9
100～299人	100.0	50.5	28.6	18.2	3.6	49.5
30～99人	100.0	47.3	30.7	14.8	1.8	52.7
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	58.7	45.6	10.0	3.1	41.3
建設業	100.0	40.0	27.5	9.6	2.8	60.0
製造業	100.0	49.9	29.7	8.2	11.9	50.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.1	3.0	25.1	14.0	57.9
情報通信業	100.0	24.9	1.6	6.6	16.7	75.1
運輸業,郵便業	100.0	64.9	28.8	32.6	3.4	35.1
卸売業,小売業	100.0	51.8	23.1	24.8	3.9	48.2
金融業,保険業	100.0	15.8	0.3	12.6	3.0	84.2
不動産業,物品賃貸業	100.0	41.7	18.0	15.2	8.5	58.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	36.7	12.1	7.7	16.9	63.3
宿泊業,飲食サービス業	100.0	54.2	17.6	35.7	0.9	45.8
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	47.4	21.0	26.0	0.3	52.6
教育,学習支援業	100.0	32.2	13.8	17.8	0.6	67.8
医療,福祉	100.0	52.5	7.9	44.0	0.6	47.5
複合サービス事業	100.0	20.5	9.7	8.2	2.6	79.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	38.1	16.4	16.3	5.3	61.9
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	100.0	47.2	22.8	16.4	7.9	52.8
26	100.0	48.6	23.3	16.9	8.3	51.4
25	100.0	46.7	21.3	17.4	7.9	53.3
24	100.0	48.4	22.8	17.8	7.8	51.6
23	100.0	48.9	24.6	15.9	8.4	51.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

2) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.0%となっており、これをみなし労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「事業場外みなし労働時間制」が11.3%、「専門業務型裁量労働制」が2.3%、「企画業務型裁量労働制」が0.6%となっている（第9表）。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
1,000人以上	100.0	24.5	17.0	9.6	5.9	75.5
300～999人	100.0	18.5	14.3	4.9	2.0	81.5
100～299人	100.0	16.9	14.9	2.5	0.9	83.1
30～99人	100.0	11.0	9.7	1.7	0.2	89.0
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	13.4	12.2	-	1.2	86.6
建設業	100.0	12.7	12.5	0.2	0.1	87.3
製造業	100.0	14.2	12.7	3.1	0.8	85.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.9	11.0	0.9	0.4	88.1
情報通信業	100.0	28.2	13.5	19.4	3.7	71.8
運輸業,郵便業	100.0	11.3	11.3	0.0	0.0	88.7
卸売業,小売業	100.0	19.1	17.7	1.6	0.6	80.9
金融業,保険業	100.0	14.2	11.9	0.2	2.5	85.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	20.0	19.3	0.5	0.6	80.0
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	17.1	12.7	7.4	1.3	82.9
宿泊業,飲食サービス業	100.0	12.6	8.9	3.5	0.6	87.4
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	11.3	10.8	0.2	0.3	88.7
教育,学習支援業	100.0	11.8	6.1	5.8	-	88.2
医療,福祉	100.0	1.4	1.3	-	0.1	98.6
複合サービス事業	100.0	13.4	13.4	-	-	86.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12.1	10.8	0.4	0.9	87.9
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	100.0	15.0	13.1	2.5	0.7	85.0
26	100.0	13.3	11.3	3.1	0.8	86.7
25	100.0	10.8	9.2	2.2	0.8	89.2
24	100.0	11.9	10.4	2.3	0.7	88.1
23	100.0	11.2	9.3	2.2	0.7	88.8

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.4%となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると「事業場外みなし労働時間制」が7.0%、「専門業務型裁量労働制」が1.1%、「企画業務型裁量労働制」が0.2%となっている（第10表）。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成27年調査計	100.0	8.4	7.0	1.1	0.2	91.6
1,000人以上	100.0	10.3	7.8	2.0	0.5	89.7
300～999人	100.0	8.0	6.9	1.0	0.1	92.0
100～299人	100.0	8.1	7.4	0.6	0.1	91.9
30～99人	100.0	5.9	5.4	0.5	0.0	94.1
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	3.5	3.5	-	0.1	96.5
建設業	100.0	8.2	8.1	0.1	0.1	91.8
製造業	100.0	6.7	5.1	1.3	0.3	93.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.0	3.0	0.0	0.0	97.0
情報通信業	100.0	14.5	7.4	6.6	0.5	85.5
運輸業,郵便業	100.0	11.5	11.5	0.0	0.0	88.5
卸売業,小売業	100.0	12.1	11.6	0.2	0.2	87.9
金融業,保険業	100.0	9.0	7.7	0.0	1.3	91.0
不動産業,物品賃貸業	100.0	10.1	10.0	0.0	0.0	89.9
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	14.7	10.6	3.9	0.2	85.3
宿泊業,飲食サービス業	100.0	4.6	4.4	0.1	0.1	95.4
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	7.4	7.2	0.0	0.1	92.6
教育,学習支援業	100.0	11.7	4.5	7.2	-	88.3
医療,福祉	100.0	1.7	1.7	-	0.0	98.3
複合サービス事業	100.0	13.9	13.9	-	-	86.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	6.4	5.9	0.5	0.1	93.6
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	100.0	8.9	7.6	1.1	0.3	91.1
26	100.0	8.1	6.9	1.0	0.2	91.9
25	100.0	8.1	6.6	1.2	0.3	91.9
24	100.0	8.5	7.1	1.1	0.3	91.5
23	100.0	7.3	5.6	1.2	0.4	92.7

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## 2 定年制等

### (1) 定年制

定年制を定めている企業割合は92.6%となっており、これを定年制の定め方別にみると、「一律に定めている」が98.1%、「職種別に定めている」が1.7%となっている（第11表）。

第11表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	定年制を定めている企業 <sup>1)</sup>		定年制の定め方			定年制を定めていない企業
				一律に定めている	職種別に定めている	その他	
平成27年調査計	100.0	92.6	(100.0)	(98.1)	(1.7)	(0.3)	7.4
1,000人以上	100.0	99.7	(100.0)	(93.3)	(5.8)	(1.0)	0.3
300～999人	100.0	99.3	(100.0)	(95.3)	(4.6)	(0.1)	0.7
100～299人	100.0	97.7	(100.0)	(97.4)	(2.4)	(0.3)	2.3
30～99人	100.0	90.2	(100.0)	(98.7)	(1.0)	(0.3)	9.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	99.3	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	0.7
建設業	100.0	92.3	(100.0)	(99.5)	(-)	(0.5)	7.7
製造業	100.0	97.8	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.0)	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.8	(100.0)	(97.5)	(2.5)	(-)	2.2
情報通信業	100.0	98.8	(100.0)	(100.0)	(-)	(0.0)	1.2
運輸業,郵便業	100.0	98.0	(100.0)	(96.1)	(1.5)	(2.4)	2.0
卸売業,小売業	100.0	90.0	(100.0)	(99.0)	(0.9)	(0.1)	10.0
金融業,保険業	100.0	99.2	(100.0)	(96.4)	(1.8)	(1.8)	0.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	94.7	(100.0)	(97.5)	(2.1)	(0.3)	5.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	97.8	(100.0)	(99.6)	(0.4)	(-)	2.2
宿泊業,飲食サービス業	100.0	78.0	(100.0)	(100.0)	(0.0)	(-)	22.0
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	87.5	(100.0)	(99.3)	(0.7)	(-)	12.5
教育,学習支援業	100.0	94.4	(100.0)	(82.9)	(16.8)	(0.2)	5.6
医療,福祉	100.0	90.0	(100.0)	(95.3)	(4.7)	(-)	10.0
複合サービス事業	100.0	100.0	(100.0)	(98.2)	(1.8)	(-)	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	89.0	(100.0)	(98.8)	(1.2)	(-)	11.0
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	100.0	92.1	(100.0)	(99.0)	(0.7)	(0.3)	7.9
26	100.0	93.8	(100.0)	(98.9)	(0.7)	(0.4)	6.2
25	100.0	93.3	(100.0)	(98.4)	(1.2)	(0.4)	6.7
24	100.0	92.2	(100.0)	(98.8)	(1.0)	(0.2)	7.8
23	100.0	92.9	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	7.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ( )内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

2) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## (2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65歳以上」を定年年齢とする企業割合は、16.9%となっている。

企業規模別にみると、1,000人以上が6.0%、300～999人が7.5%、100～299人が10.6%、30～99人が20.2%となっている。産業別にみると、医療、福祉が29.4%で最も高く、複合サービス事業が0.9%で最も低くなっている。(第12表)

第12表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	一律定年制 を定めて いる企業 <sup>1)</sup>	定年年齢階級							
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上
平成27年調査計	[ 98.1 ] 100.0	80.5	0.3	1.3	0.7	0.3	16.1	0.8	16.9
1,000人以上	[ 93.3 ] 100.0	91.2	0.5	0.6	1.7	0.1	5.7	0.3	6.0
300～999人	[ 95.3 ] 100.0	89.9	0.7	0.6	1.3	-	7.4	0.2	7.5
100～299人	[ 97.4 ] 100.0	86.1	0.6	1.1	1.4	0.1	10.1	0.5	10.6
30～99人	[ 98.7 ] 100.0	77.5	0.2	1.4	0.3	0.4	19.2	0.9	20.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0] 100.0	93.2	1.2	-	1.2	-	4.4	-	4.4
建設業	[ 99.5 ] 100.0	79.7	-	1.5	1.7	1.4	14.3	1.4	15.7
製造業	[ 99.9 ] 100.0	89.7	0.0	1.2	0.4	0.4	8.4	-	8.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 97.5 ] 100.0	90.1	-	4.4	0.7	-	3.6	1.2	4.8
情報通信業	[100.0] 100.0	90.8	0.7	-	0.5	-	7.9	-	7.9
運輸業、郵便業	[ 96.1 ] 100.0	71.0	0.3	3.5	1.0	1.1	22.8	0.3	23.1
卸売業、小売業	[ 99.0 ] 100.0	85.3	0.8	0.5	0.2	-	12.4	0.7	13.2
金融業、保険業	[ 96.4 ] 100.0	96.9	0.2	-	1.3	-	1.6	-	1.6
不動産業、物品賃貸業	[ 97.5 ] 100.0	82.2	-	1.6	0.4	-	15.4	0.4	15.8
学術研究、専門・技術サービス業	[ 99.6 ] 100.0	83.9	0.3	1.3	3.0	-	11.5	-	11.5
宿泊業、飲食サービス業	[100.0] 100.0	69.7	0.1	1.9	0.1	-	22.3	6.0	28.3
生活関連サービス業、娯楽業	[ 99.3 ] 100.0	84.4	-	0.4	-	0.7	12.4	2.1	14.5
教育、学習支援業	[ 82.9 ] 100.0	76.2	0.1	3.8	0.8	0.1	19.0	0.2	19.1
医療、福祉	[ 95.3 ] 100.0	68.0	0.4	1.1	1.1	-	29.1	0.3	29.4
複合サービス事業	[ 98.2 ] 100.0	98.6	-	0.4	-	-	0.9	-	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	[ 98.8 ] 100.0	69.1	0.6	1.0	0.8	-	27.4	1.0	28.5
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	[ 99.0 ] 100.0	81.4	0.3	1.3	0.5	0.3	15.2	0.9	16.1
26	[ 98.9 ] 100.0	81.8	0.8	1.0	0.7	0.1	14.5	1.1	15.5
25	[ 98.4 ] 100.0	83.0	0.3	1.2	0.9	0.6	12.5	1.5	14.0
24	[ 98.8 ] 100.0	82.7	0.2	1.1	0.9	0.5	13.6	1.0	14.5
23	[ 98.9 ] 100.0	82.2	0.5	1.1	1.4	0.7	13.1	0.9	14.0

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) [ ]内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

2) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

### (3) 一律定年制における定年後の措置

#### ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は92.9%となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.3%、300～999人が97.7%、100～299人が96.2%、30～99人が91.2%となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業及び電気・ガス・熱供給・水道業が100.0%で最も高く、宿泊業、飲食サービス業が82.4%で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は11.0%、「再雇用制度のみ」の企業割合は71.9%、「両制度併用」の企業割合は10.0%となっている。(第13表)

第13表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

企業規模・産業・年	一律定年制を定めている企業 <sup>1)</sup>		制度がある企業				制度がない企業	(再掲) 制度がある	
			勤務延長制度のみ	再雇用制度のみ	両制度併用	勤務延長制度(両制度併用を含む)		再雇用制度(両制度併用を含む)	
									制度がある企業
平成27年調査計	[ 98.1 ]	100.0	92.9	11.0	71.9	10.0	7.1	20.9	81.9
1,000人以上	[ 93.3 ]	100.0	97.3	2.5	88.5	6.3	2.7	8.8	94.9
300～999人	[ 95.3 ]	100.0	97.7	5.0	84.5	8.3	2.3	13.2	92.7
100～299人	[ 97.4 ]	100.0	96.2	7.6	79.5	9.1	3.8	16.7	88.7
30～99人	[ 98.7 ]	100.0	91.2	12.9	67.8	10.5	8.8	23.4	78.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	100.0	4.4	81.1	14.5	-	18.9	95.6
建設業	[ 99.5 ]	100.0	92.7	19.5	64.0	9.2	7.3	28.7	73.2
製造業	[ 99.9 ]	100.0	96.5	8.0	79.9	8.5	3.5	16.6	88.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[ 97.5 ]	100.0	100.0	5.2	92.5	2.3	-	7.5	94.8
情報通信業	[100.0]	100.0	94.4	4.1	87.6	2.6	5.6	6.8	90.3
運輸業、郵便業	[ 96.1 ]	100.0	96.9	16.2	67.1	13.6	3.1	29.8	80.7
卸売業、小売業	[ 99.0 ]	100.0	93.3	8.6	74.5	10.2	6.7	18.8	84.7
金融業、保険業	[ 96.4 ]	100.0	99.0	2.0	94.1	3.0	1.0	4.9	97.1
不動産業、物品賃貸業	[ 97.5 ]	100.0	94.0	8.2	77.5	8.2	6.0	16.5	85.8
学術研究、専門・技術サービス業	[ 99.6 ]	100.0	90.1	6.1	76.0	8.0	9.9	14.1	84.0
宿泊業、飲食サービス業	[100.0]	100.0	82.4	20.7	48.5	13.1	17.6	33.9	61.6
生活関連サービス業、娯楽業	[ 99.3 ]	100.0	90.7	6.9	70.6	13.3	9.3	20.2	83.9
教育、学習支援業	[ 82.9 ]	100.0	87.0	8.2	72.0	6.7	13.0	14.9	78.7
医療、福祉	[ 95.3 ]	100.0	89.8	15.0	62.4	12.4	10.2	27.4	74.8
複合サービス事業	[ 98.2 ]	100.0	98.2	-	97.3	0.9	1.8	0.9	98.2
サービス業(他に分類されないもの)	[ 98.8 ]	100.0	89.6	9.9	69.7	10.0	10.4	19.8	79.7
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	[ 99.0 ]	100.0	92.9	11.0	72.0	9.9	7.1	20.9	81.9
26	[ 98.9 ]	100.0	94.0	10.2	72.1	11.8	6.0	22.0	83.8
25	[ 98.4 ]	100.0	92.9	9.0	73.9	10.0	7.1	19.0	83.9
24	[ 98.8 ]	100.0	92.1	11.4	71.6	9.1	7.9	20.5	80.7
23	[ 98.9 ]	100.0	93.2	9.3	73.2	10.7	6.8	20.0	83.9

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) [ ]内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

2) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で51.5%、再雇用制度がある企業で83.8%となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「66歳以上」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で21.7%、再雇用制度がある企業で9.2%となっている。(第14表)

第14表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

(単位：%)

定年後の措置、 企業規模・年	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 <sup>1)</sup>		最高雇用 年齢を定めて いる企業 <sup>2)3)</sup>		最高雇用年齢階級			最高雇用 年齢を定めて いない企業
					65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上	
勤務延長制度 <sup>4)</sup>								
平成27年調査計	[ 20.9]	100.0	51.5	(100.0)	( 78.3)	( 21.7)	(100.0)	48.5
1,000人以上	[ 8.8]	100.0	67.1	(100.0)	( 89.0)	( 11.0)	(100.0)	32.9
300～999人	[ 13.2]	100.0	60.0	(100.0)	( 85.9)	( 14.1)	(100.0)	40.0
100～299人	[ 16.7]	100.0	55.5	(100.0)	( 80.7)	( 19.3)	(100.0)	44.5
30～99人	[ 23.4]	100.0	49.9	(100.0)	( 77.1)	( 22.9)	(100.0)	50.1
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>5)</sup>	[ 20.9]	100.0	54.3	(100.0)	( 77.6)	( 22.4)	(100.0)	45.7
26	[ 22.0]	100.0	58.4	(100.0)	( 82.6)	( 17.4)	(100.0)	41.6
25	[ 19.0]	100.0	63.0	(100.0)	( 78.5)	( 17.1)	( 95.6)	37.0
24	[ 20.5]	100.0	56.3	(100.0)	( 75.8)	( 18.5)	( 94.4)	43.7
23	[ 20.0]	100.0	56.2	(100.0)	( 73.9)	( 17.1)	( 91.1)	43.8
再雇用制度 <sup>4)</sup>								
平成27年調査計	[ 81.9]	100.0	83.8	(100.0)	( 90.8)	( 9.2)	(100.0)	16.2
1,000人以上	[ 94.9]	100.0	92.1	(100.0)	( 96.4)	( 3.6)	(100.0)	7.9
300～999人	[ 92.7]	100.0	90.7	(100.0)	( 95.7)	( 4.3)	(100.0)	9.3
100～299人	[ 88.7]	100.0	85.9	(100.0)	( 93.1)	( 6.9)	(100.0)	14.1
30～99人	[ 78.3]	100.0	81.9	(100.0)	( 89.0)	( 11.0)	(100.0)	18.1
平成27 <sup>*</sup> 年調査計 <sup>5)</sup>	[ 81.9]	100.0	82.7	(100.0)	( 91.3)	( 8.7)	(100.0)	17.3
26	[ 83.8]	100.0	82.5	(100.0)	( 93.2)	( 6.8)	(100.0)	17.5
25	[ 83.9]	100.0	82.7	(100.0)	( 90.6)	( 5.7)	( 96.3)	17.3
24	[ 80.7]	100.0	80.3	(100.0)	( 88.3)	( 5.2)	( 93.6)	19.7
23	[ 83.9]	100.0	79.0	(100.0)	( 87.4)	( 5.0)	( 92.4)	21.0

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

- 1) [ ]内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある(両制度併用を含む。)企業割合である。
- 2) 「最高雇用年齢を定めている企業」の平成23年～26年には、「63歳」及び「64歳」を最高雇用年齢とする企業を含む。
- 3) ( )内の数値は、「最高雇用年齢を定めている企業」を100とした割合である。
- 4) 「勤務延長制度」及び「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。
- 5) 平成27<sup>\*</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

### 3 賃金制度

#### (1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は 80.3%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は 93.8%、「26%以上」とする企業割合は 6.1%となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、1,000人以上が 23.3%、300～999人が 13.2%、100～299人が 8.0%、30～99人が 4.3%となっている。(第15表)

第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						定めていない
		定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働時間数等に 応じて異なる率を 定めている	
			一律に 定めている <sup>1)</sup>	時間外労働の割増賃金率				
				25%	26%以上			
平成27年調査計	100.0	89.5	80.3 (100.0)	( 93.8)	( 6.1)	9.2	10.5	
1,000人以上	100.0	94.6	81.6 (100.0)	( 76.7)	( 23.3)	13.0	5.4	
300～999人	100.0	95.7	83.9 (100.0)	( 86.8)	( 13.2)	11.8	4.3	
100～299人	100.0	93.4	84.6 (100.0)	( 91.9)	( 8.0)	8.8	6.6	
30～99人	100.0	87.6	78.7 (100.0)	( 95.7)	( 4.3)	8.9	12.4	
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	100.0	89.8	82.1 (100.0)	( 92.8)	( 7.1)	7.7	10.2	
26	100.0	89.7	82.0 (100.0)	( 93.5)	( 6.5)	7.8	10.3	
25	100.0	89.9	83.4 (100.0)	( 94.0)	( 5.8)	6.5	10.1	

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ( )内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

2) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

## (2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は25.7%となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は46.1%、「50%以上」とする企業割合は53.2%となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は20.6%、代替休暇制度がない企業割合は79.4%となっている。

中小企業該当区分別にみると、時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は中小企業で22.2%、中小企業以外で42.5%となっている。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は中小企業で59.3%、中小企業以外で13.7%、「50%以上」とする企業割合は中小企業で40.0%、中小企業以外で85.9%となっている。(第16表)

**第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合**

(単位：%)

企業規模・中小企業 該当区分・年	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 <sup>1)</sup>		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めて いない
			定めている <sup>2)</sup>		代替休暇制度				
			25～ 49%	50% 以上	制度 あり	制度 なし			
平成27年調査計	[ 89.5 ]	100.0	25.7 (100.0)	( 46.1 ) ( 53.2 )	( 20.6 ) ( 79.4 )			74.3	
1,000人以上	[ 94.6 ]	100.0	83.7 (100.0)	( 10.4 ) ( 89.3 )	( 12.0 ) ( 88.0 )			16.3	
300～999人	[ 95.7 ]	100.0	60.7 (100.0)	( 18.2 ) ( 81.3 )	( 17.7 ) ( 82.3 )			39.3	
100～299人	[ 93.4 ]	100.0	32.5 (100.0)	( 41.9 ) ( 57.7 )	( 18.0 ) ( 82.0 )			67.5	
30～99人	[ 87.6 ]	100.0	18.1 (100.0)	( 63.5 ) ( 35.6 )	( 24.5 ) ( 75.5 )			81.9	
中小企業 <sup>3)</sup>	[ 98.5 ]	100.0	22.2 (100.0)	( 59.3 ) ( 40.0 )	( 22.6 ) ( 77.4 )			77.8	
中小企業以外	[ 97.1 ]	100.0	42.5 (100.0)	( 13.7 ) ( 85.9 )	( 16.7 ) ( 83.3 )			57.5	
中小企業該当不明	[ 14.4 ]	100.0	33.0 (100.0)	( 28.5 ) ( 68.8 )	( 7.3 ) ( 92.7 )			67.0	
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>4)</sup>	[ 89.8 ]	100.0	27.1 (100.0)	( 50.8 ) ( 48.5 )	( 20.1 ) ( 79.9 )			72.9	
26	[ 89.7 ]	100.0	29.3 (100.0)	( 45.7 ) ( 54.0 )	( 27.0 ) ( 73.0 )			70.7	
25	[ 89.9 ]	100.0	25.3 (100.0)	( 46.8 ) ( 52.8 )	( 27.4 ) ( 72.6 )			74.7	

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) [ ]内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ( )内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

3) 「中小企業該当区分」は、平成27年から追加した項目である。詳細は23頁の「中小企業該当区分」を参照されたい。

4) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

### (3) 諸手当

平成26年11月分の常用労働者1人平均所定内賃金は311,635円となっており、そのうち諸手当は42,238円、所定内賃金に占める諸手当の割合は13.6%となっている。

また、所定内賃金に占める諸手当の割合を企業規模別にみると、規模が小さいほど高く、また、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が20.8%で最も高い。(第17表)

**第17表 賃金の種類別常用労働者1人平均所定内賃金及び構成比(平成26年11月分)**

企業規模・産業・年	所定内賃金					
	計 <sup>1)</sup>		基本給		諸手当	
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
平成27年調査計	311,635	(100.0)	269,397	(86.4)	42,238	(13.6)
1,000人以上	358,323	(100.0)	316,870	(88.4)	41,453	(11.6)
300～999人	312,462	(100.0)	269,687	(86.3)	42,775	(13.7)
100～299人	284,533	(100.0)	243,928	(85.7)	40,604	(14.3)
30～99人	270,815	(100.0)	226,405	(83.6)	44,410	(16.4)
鉱業,採石業,砂利採取業	314,154	(100.0)	273,267	(87.0)	40,888	(13.0)
建設業	341,396	(100.0)	292,420	(85.7)	48,976	(14.3)
製造業	313,646	(100.0)	280,055	(89.3)	33,591	(10.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	410,119	(100.0)	324,755	(79.2)	85,363	(20.8)
情報通信業	362,342	(100.0)	318,164	(87.8)	44,178	(12.2)
運輸業,郵便業	264,408	(100.0)	211,789	(80.1)	52,619	(19.9)
卸売業,小売業	295,830	(100.0)	254,672	(86.1)	41,158	(13.9)
金融業,保険業	379,296	(100.0)	340,619	(89.8)	38,677	(10.2)
不動産業,物品賃貸業	322,966	(100.0)	275,270	(85.2)	47,697	(14.8)
学術研究,専門・技術サービス業	402,588	(100.0)	346,871	(86.2)	55,717	(13.8)
宿泊業,飲食サービス業	257,528	(100.0)	217,880	(84.6)	39,648	(15.4)
生活関連サービス業,娯楽業	256,077	(100.0)	211,827	(82.7)	44,250	(17.3)
教育,学習支援業	405,027	(100.0)	346,643	(85.6)	58,384	(14.4)
医療,福祉	285,270	(100.0)	239,270	(83.9)	46,000	(16.1)
複合サービス事業	289,355	(100.0)	254,330	(87.9)	35,025	(12.1)
サービス業(他に分類されないもの)	298,925	(100.0)	259,826	(86.9)	39,099	(13.1)
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>2)</sup>	310,118	(100.0)	269,374	(86.9)	40,744	(13.1)
22 <sup>3)</sup>	322,054	(100.0)	275,112	(85.4)	46,942	(14.6)

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) ( )内の数値は、所定内賃金(「基本給」と「諸手当」の計)を100とした割合である。

2) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

3) 平成22年調査計の数値は、平成21年11月分である。

平成26年11月分の諸手当を支給した企業割合を諸手当の種類別（複数回答）にみると、「通勤手当など」が91.7%で最も高く、次いで「役付手当など」87.7%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」66.9%などとなっている。

企業規模別にみると、「業績手当など」、「役付手当など」、「技能手当、技術（資格）手当など」及び「通勤手当など（1か月分に換算）」は、規模で大きな差が見られず、「特殊勤務手当など」、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」、「単身赴任手当、別居手当など」、「地域手当、勤務地手当など」及び「調整手当など」は、規模が大きいほど支給企業割合が高く、「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。（第18表）

**第18表 諸手当の種類別支給企業割合（平成26年11月分）**

企業規模・産業・年	計	業績手当など（個人、部門・グループ、会社別）	勤務手当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など（1か月分に換算）
			役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術（資格）手当など		
平成27年調査計	100.0	13.7	87.7	11.5	24.0	47.7	29.3	91.7
1,000人以上	100.0	15.6	80.4	19.3	45.0	47.0	7.2	94.0
300～999人	100.0	14.6	85.0	20.1	39.4	52.2	13.5	95.7
100～299人	100.0	15.0	89.2	13.3	30.6	53.4	24.4	93.5
30～99人	100.0	13.2	87.7	10.0	20.1	45.7	32.8	90.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	7.5	88.5	34.2	30.5	62.5	42.5	91.7
建設業	100.0	3.2	85.6	16.1	20.0	69.4	30.1	83.5
製造業	100.0	7.7	90.6	12.2	27.8	42.3	38.4	95.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.8	88.3	28.0	42.9	58.4	17.7	94.6
情報通信業	100.0	11.0	79.5	3.8	13.6	37.5	4.9	95.9
運輸業、郵便業	100.0	26.9	81.7	13.3	17.0	51.8	47.0	82.2
卸売業、小売業	100.0	26.6	87.2	5.0	14.9	40.2	24.6	87.9
金融業、保険業	100.0	6.6	83.6	7.3	23.7	29.3	2.4	93.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	26.0	90.4	5.5	16.5	52.5	14.8	89.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	8.2	85.7	9.2	11.0	59.1	17.2	94.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	17.8	80.4	1.9	12.6	26.2	22.6	88.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	13.2	93.3	4.8	21.4	47.7	38.1	92.4
教育、学習支援業	100.0	9.8	88.4	6.5	16.4	32.7	12.7	93.6
医療、福祉	100.0	3.2	95.6	21.0	47.6	67.6	26.1	97.4
複合サービス事業	100.0	27.1	98.3	16.5	47.4	70.7	4.5	97.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	20.3	75.7	16.5	13.2	43.0	29.8	88.8
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	100.0	16.2	85.8	9.9	19.9	45.2	31.0	90.3
22 <sup>2)</sup>	100.0	15.0	82.2	10.3	20.1	46.9	34.1	91.6

  

企業規模・産業・年	生活手当					調整手当など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当（寒冷地手当、食事手当など）		
平成27年調査計	66.9	12.5	45.8	13.8	16.2	32.5	10.8
1,000人以上	77.0	35.1	59.1	66.9	30.3	53.8	18.0
300～999人	76.8	29.5	59.7	44.6	28.1	44.0	18.3
100～299人	72.2	18.1	55.3	22.6	17.7	39.2	14.8
30～99人	64.1	8.7	41.4	7.0	14.4	29.0	8.7
鉱業、採石業、砂利採取業	61.3	12.1	34.1	12.1	15.5	10.2	7.2
建設業	68.3	12.0	42.8	23.0	11.9	25.2	5.2
製造業	73.5	16.1	45.6	18.4	19.6	27.0	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	83.6	17.3	60.6	24.6	23.8	27.4	10.7
情報通信業	64.5	27.1	56.0	24.4	14.2	40.1	11.5
運輸業、郵便業	64.1	4.9	27.8	5.8	23.4	36.3	7.3
卸売業、小売業	65.9	14.8	43.5	17.7	15.7	33.9	13.4
金融業、保険業	75.4	22.0	56.4	27.9	23.5	29.7	12.7
不動産業、物品賃貸業	74.0	11.7	51.9	18.7	17.4	40.4	12.6
学術研究、専門・技術サービス業	61.6	23.3	63.9	37.2	17.1	26.7	17.6
宿泊業、飲食サービス業	50.0	5.8	33.1	6.1	21.2	17.1	3.7
生活関連サービス業、娯楽業	68.4	12.8	49.8	9.4	16.5	33.4	8.2
教育、学習支援業	75.5	9.9	57.6	8.3	16.6	34.3	13.5
医療、福祉	72.0	6.2	63.7	1.6	9.1	45.8	14.0
複合サービス事業	97.2	2.7	44.9	6.7	10.4	19.3	15.3
サービス業（他に分類されないもの）	43.3	12.5	23.2	11.9	13.0	30.2	14.4
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	64.1	13.1	40.7	16.1	17.2	30.0	10.0
22 <sup>2)</sup>	65.9	12.7	41.2	15.8	15.5	29.7	9.1

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

2) 平成22年調査計の数値は、平成21年11月分である。

平成26年11月分として支給された労働者1人平均の諸手当の支給額を諸手当の種類別にみると、「業績手当など」が57,125円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」46,065円、「役付手当など」38,769円となっている（第19表）。

**第19表 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額（平成26年11月分）**

企業規模・産業・年	業績手当など (個人・部門・グループ、会社別)	勤 務 手 当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など (1か月分に換算)
		役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術(資格)手当など		
平成27年調査計	57,125	38,769	13,970	25,464	20,299	10,506	11,462
1,000人以上	68,127	45,509	11,128	24,474	17,109	7,587	13,063
300～999人	52,674	39,669	13,748	23,887	20,714	8,314	11,656
100～299人	43,854	33,990	16,258	30,785	18,228	9,530	10,695
30～99人	59,997	36,458	15,471	23,579	23,576	12,218	10,131
鉱業、採石業、砂利採取業	7,623	67,180	19,395	14,970	13,367	10,037	9,676
建設業	90,708	45,420	22,196	24,037	19,087	15,006	13,668
製造業	45,847	32,639	6,769	22,680	16,969	8,076	10,987
電気・ガス・熱供給・水道業	85,751	26,890	8,191	27,562	11,004	7,781	14,987
情報通信業	62,159	45,314	26,447	13,907	25,707	8,150	14,972
運輸業、郵便業	78,832	47,903	15,527	19,177	32,514	15,778	10,307
卸売業、小売業	40,245	38,158	12,027	20,751	17,857	9,147	12,502
金融業、保険業	100,786	60,864	13,243	15,861	15,927	7,182	12,631
不動産業、物品賃貸業	77,906	43,957	13,601	19,743	16,744	6,871	13,229
学術研究、専門・技術サービス業	71,490	53,677	18,765	34,187	30,752	13,988	14,496
宿泊業、飲食サービス業	39,483	44,296	11,373	15,106	23,157	10,400	11,988
生活関連サービス業、娯楽業	42,012	52,338	19,031	23,507	14,779	15,363	11,221
教育、学習支援業	25,977	33,835	21,456	27,447	27,886	6,366	12,814
医療、福祉	25,338	34,177	15,566	27,801	20,778	8,461	8,518
複合サービス事業	22,233	25,217	8,504	13,271	5,377	4,275	9,564
サービス業(他に分類されないもの)	48,473	26,875	13,563	102,559	13,147	15,989	11,977
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	59,407	39,277	12,960	24,597	20,293	11,039	11,957
22 <sup>2)</sup>	62,690	40,227	15,294	24,942	20,960	11,467	11,795

(単位：円)

企業規模・産業・年	生 活 手 当					調整手当など	上記及び左記のいずれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当(寒冷地手当、食事手当など)		
平成27年調査計	17,282	22,776	17,000	46,065	9,280	26,100	30,542
1,000人以上	21,671	21,374	19,333	48,949	9,534	21,703	36,524
300～999人	17,674	22,484	17,818	43,255	7,163	29,221	23,581
100～299人	15,439	20,132	15,832	42,737	10,557	25,097	26,948
30～99人	12,180	36,245	14,359	36,834	10,059	28,862	37,027
鉱業、採石業、砂利採取業	14,908	10,202	11,136	35,857	5,226	30,388	59,948
建設業	17,565	22,540	16,760	41,669	7,320	20,474	25,568
製造業	17,500	20,532	14,178	47,308	5,951	21,639	31,220
電気・ガス・熱供給・水道業	38,536	10,775	10,466	78,394	8,246	34,807	38,816
情報通信業	23,853	19,759	25,312	50,811	8,309	26,803	44,204
運輸業、郵便業	13,502	26,324	15,471	39,705	12,314	45,019	32,915
卸売業、小売業	15,869	23,297	18,305	47,980	13,694	20,739	32,378
金融業、保険業	24,110	25,088	19,151	48,113	6,562	42,086	38,307
不動産業、物品賃貸業	16,579	16,084	20,571	58,227	9,546	31,717	31,429
学術研究、専門・技術サービス業	20,933	27,700	19,808	36,911	6,983	25,876	63,682
宿泊業、飲食サービス業	14,439	23,678	15,442	34,595	7,315	36,159	31,473
生活関連サービス業、娯楽業	14,868	17,310	17,753	33,478	11,959	29,789	36,290
教育、学習支援業	20,166	28,520	19,189	38,874	13,133	26,517	24,889
医療、福祉	13,309	24,346	15,727	33,252	6,350	24,994	22,358
複合サービス事業	13,841	26,839	12,091	34,674	18,384	16,223	17,644
サービス業(他に分類されないもの)	18,124	19,461	23,480	50,032	22,980	21,215	27,865
平成27 <sup>※</sup> 年調査計 <sup>1)</sup>	17,532	21,233	17,148	45,966	8,671	26,581	33,568
22 <sup>2)</sup>	17,835	18,252	16,890	41,001	9,400	26,248	34,821

注：平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

1) 平成27<sup>※</sup>年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

2) 平成22年調査計の数値は、平成21年11月分である。

## 主な用語の定義

### 「常用労働者」

次の①、②又は③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、当該年の前年の11月及び12月（「平成27年」であれば、「平成26年11月及び12月」）の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

### 「パートタイム労働者」

1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

### 「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

### 「年間休日総数」

企業1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

### 「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

### 「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の（ア）～（ウ）の制度をいう。

#### （ア）「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

#### （イ）「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

#### （ウ）「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

### 「勤務延長制度」

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

### 「再雇用制度」

定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

### 「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考)労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額	又は	常時使用する 労働者数(※)
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(例)製造業(その他の業種)の場合

資本金	労働者数	中小企業 or大企業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5億円	100人	中小企業
5億円	500人	大企業

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしな。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。